

総合資源エネルギー調査会基本政策分科会
ガスシステム改革小委員会における追加検討事項について

平成26年9月

平成26年4月11日に閣議決定された「エネルギー基本計画」においては、「電力・ガスのシステム改革と併せて、熱供給事業に関するシステム改革を徹底的に進めていくことにより、熱電一体供給も含めたエネルギー供給を効率的に実施できるようにするため、制度改革を含めて、熱供給事業の在り方の見直しを検討する」とされた。

近年の技術革新により、各エネルギー源の利用の高効率化や用途の多様化が進んできたことから、電気、ガス、熱といったエネルギー源ごとに形成された市場の垣根を外していく供給構造改革が求められている。

ガスは、空調や給湯などの熱エネルギー源であり、分断されたエネルギー市場を水平的に統合された構造へと転換していくためには、先行している電力システム改革やガスシステム改革と併せ、熱供給システム改革を進めていくことが必要である。

このため、制度改革を含めた熱供給事業の在り方の見直しを本委員会の追加検討事項としたい。

熱供給事業とは

- 熱供給事業とは、冷水や温水等を一カ所でまとめて製造し、熱導管を通じて、複数の建物に供給する事業。
- 熱をまとめて製造・供給することにより、省エネルギーや省スペース化などのメリットがある。

熱源機器 (熱を供給)

- 冷房のための冷水を作る機器
 - ・ヒートポンプ(電気)
 - ・吸収式冷凍機(ガス) など
- 暖房・給湯のための高温水を作る機器
 - ・ボイラ、コージェネ(ガス) など
- その他
 - ・蓄熱層 など

熱を利用

- 冷水を利用して冷房を実施
- 高温を利用して暖房・給湯を実施

- ・二以上の建物に供給するもの
- ・施設規模の大きいもの
(加熱能力21GJ/h以上)

※一般住宅向けのもので
1000戸程度に相当

熱を利用

- 冷水を利用して冷房を実施
- 高温を利用して暖房・給湯を実施

熱導管

冷水を供給
(行き)

熱の使用後の
水(戻り)

高温水を供給(行き)

熱の使用後の水(戻り)

道路の地下に熱導管を通すため、道路占用許可が必要